

放射能汚染対策調査 特別委員会が設置される

委員長 多田 誠一

副委員長 荒川 栄悦

遠野市議会委員会条例第4条の規定に基づき、放射能汚染対策調査特別委員会（議長を除く19人で構成・設置期限は平成25年3月31日）が設置されました。

昨年3月11日に発生した東日本大震災で、被災した東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染により、遠野市においても現在まで少なからず影響が出てきています。

牛用飼料の放射性セシウムの暫定基準値が1^キ当たり100ベクレルに引き下げられた影響で、遠野市は公共牧場1,400鈴が利用自粛となっています。除染作業が済むまで放牧が不

可能となり、飼料確保や堆肥処理などの負担増が懸念されています。

それに加え、平成24年4月1日から食品の新基準値が適用されることになり、農畜林業への影響の範囲がより広くなり、内容も多岐にわたることとなります。

従って、議会としても市民生活に与える放射能汚染問題は市政の緊急かつ重要課題であると捉え、チェック機関としての役割と、民意反映の役割を十分に果たすため、今回調査特別委員会を設置し、放射能汚染対策等について検証、協議し、今後の議会活動に反映させていきます。

議会でよく使われる用語集 その1

<p>い けん しょ 意見書</p>	<p>地方公共団体の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のこと。議会は当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。（地方自治法第99条）。意見書は「公益に関すること」である限り、法律上の制限はない。「公益」の解釈については、事実問題として社会通念上、個々具体的に判断されるべきであり、およそ当該地方公共団体の不特定で、しかも多数の人々の利益に関係するすべての事項に及ぶとされている。</p>
<p>いっばんしつもん 一般質問</p>	<p>議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況や、将来に対する方針等について質問したり、説明を求めたりすること。定例会に限って行うことができる。</p>
<p>かい かい 開 会</p>	<p>議会を開き、法的に活動できる状態にすること。議会が活動に入る始点のこと。</p>
<p>かい かい 会 期</p>	<p>議会が、議会としての権限を行使し、法的に活動することのできる期間のこと。</p>
<p>かいきえんちよう 会期延長</p>	<p>付議事件の審議が長引き、あらかじめ定めた会期内に終了しない場合に、当該会期を議決により延長すること。</p>